

随意契約結果表

所 属	治水課
契 約 日	令和 6 年 7 月 9 日
契約業者名	株式会社キムラ
品 名	藻刈機
契約金額 (税込み)	35,530,000円
随意契約、理由	<p>藻刈の業務は、その作業を実施することで、藻の繁茂に起因した河道の流下能力低下や排水機場などの河川管理施設の閉塞による洪水・浸水被害、悪臭等による健康被害等を防止し、河川法第 1 条の目的にあるとおり、公共の安全を保持し、かつ、公共の福祉を増進することを目的とするものである。</p> <p>現在中北建設事務所で使用している藻刈機（平成 23 年度購入）は、耐用年数を大きく超過しており、安全性・強度等に問題が発生する可能性が高いため、機械の更新を行う必要がある。</p> <p>本県の河川は、日照時間が長く、藻や水草が繁茂しやすい上に、流れが緩やかな盆地部の都市区間で閉塞が発生しやすいという特性があることから、藻刈機には、水陸両用で水草を押し倒す機能があり、かつ水中の藻を切り刻む機能が必要となる。</p> <p>国内で製造・販売されている藻刈機のうち、上記機能を有しているのは研電社の KDS 藻刈機のみである。</p> <p>研電社の藻刈機は代理店から購入する必要がある。また、購入後も代理店にて定期的にメンテナンスを受ける必要があり、破損した場合も代理店を通じて修理することになる。日本国内で研電社と藻刈機の代理店契約を締結しているのは株式会社キムラのみである。</p> <p>上記の理由により、本件物品を納入できるのは同社のみであるため、競争入札に適さないことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約とする。また、同社が専有する物品を購入するものであり、山梨県財務規則第 137 条第 3 項の特別な理由に該当することから見積合わせを省略する。</p>
随意契約の根拠法令	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号